

雇用保険適用就職率の取扱いについて（お知らせ）

「雇用保険適用就職率」は、平成26年3月31日に改正された厚生労働省の省令「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」により、平成26年4月1日以降に開講する訓練科から適用されているところです。

今般、厚生労働省の方針により「雇用保険適用就職率」の認定基準への適合判断においては、特に慎重に雇用保険被保険者としての就職状況を確認することとなりました。

そのため、認定基準に定める就職率の要件を以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 認定基準に定める就職率の要件

認定基準4（1）②「過去の就職率」において、認定申請する訓練科と同一分野の求職者支援訓練を過去に行った場合、その就職率の取扱いについては以下のとおりです。

（1）就職率に算定する「就職」については、雇用保険の一般被保険者であること又は雇用保険の適用事業主である者とする。

ただし、認定基準への適合判断においては、特に慎重に被保険者としての就職状況を確認すること。

（2）認定基準4（1）②イに定める「過去3年間の就職率（同一都道府県、同一分野）」について、当該都道府県の同一の分野において、基礎コース30%、実践コース35%を2回下回ると、以後当該都道府県において不認定とすること。

ただし、平成26年3月以前に開講した訓練科のうち、改正前の認定基準（修了者等の自己申告による就職率で基礎コース45%、実践コース50%）を下回り、改善計画の提出対象となった訓練科が1回ある場合は、当該訓練科を含めて2回下回ると、以後不認定とすること。

※就職状況回収率については、従前どおり認定基準4（1）②ハに基づき取り扱います。

2 訓練実施機関に対する就職率通知までの取扱い

就職率を訓練実施機関に対して通知するまでの主なスケジュールは、原則以下及び別紙のとおりです。

イ	訓練終了時	訓練実施機関が修了者に対して就職状況報告を配付。
ロ	終了後4か月	訓練実施機関が機構支部に対して修了者等から回収した就職状況報告を提出。
ハ	終了後6か月	ロの就職状況報告等により、労働局等において訓練終了後3か月時点における雇用保険適用状況を確認。
ニ	終了後7か月まで	ハの確認を踏まえ、機構支部から訓練実施機関あて就職率確定通知等を送付。

3 就職率等により認定基準に適合しない場合の取扱い

訓練実施機関から提出された就職状況報告及び労働局等による雇用保険適用履歴確認の結果、認定基準4（1）②に定める就職率又は就職状況回収率に適合しないこととなった場合は、機構支部から以下のとおり通知します。

なお、同一の訓練科で就職状況回収率、就職率のいずれも基準を下回った場合は、以下イ及びロの時期に各々通知します。（別紙参照。）

イ 訓練終了後4か月以降

①就職状況回収率に係る通知

訓練実施機関から提出された就職状況報告をもって、就職状況回収率が80%を下回った場合は、「就職状況回収率通知書」を通知します。

連続する3年の間に、全国の同一分野において、再度、就職状況回収率が80%を下回った場合、2回目の訓練科の就職状況報告受理日以降、全国において不認定とします。

②就職状況報告書未提出に係る通知

訓練実施機関から機構支部に対して、就職状況報告書が提出されない場合は、就職率及び就職状況回収率を「0%」とみなし、「就職状況報告書未提出に係る通知書」を通知します。

連続する3年の間に、全国の同一分野において、再度、就職状況報告書が提出されない場合は、2回目の訓練科の就職状況報告提出期限の日以降、全国において不認定とします。

□ 訓練終了後6か月以降

①就職率に係る認定基準不適合通知

労働局等による雇用保険適用状況確認の結果、連続する3年の間に当該都道府県の同一分野において、2回、就職率が基準を下回った場合は、記2の二による「就職率確定通知書」とともに、「就職率に係る不適合通知書」を通知します。

この場合、2回目に就職率が基準を下回った訓練科の訓練終了日の翌日から起算して7か月が経過する日以降、当該都道府県において不認定とします。

ただし、平成26年3月以前に開講した訓練科のうち、改正前の認定基準（修了者等の自己申告による就職率で基礎コース45%、実践コース50%）を下回り、改善計画の提出対象となった訓練科が1回ある場合は、当該訓練科を含めて2回下回ると、以後不認定とします。

4 認定申請の選定時における雇用保険適用就職率等の導入時期

雇用保険適用就職率を認定申請の「実績枠」での選定時における主な評価要素とすることについては、機構ホームページ「求職者支援訓練の認定申請」の「求職者支援制度による職業訓練（平成27年4月以降に開講する訓練科の申請について）」の「重要なお知らせ」においてお知らせしたとおり、平成28年4月以降に開講する訓練科の認定申請から適用する予定です。

また、「その他就職率」（雇用保険が適用される就職以外の就職も含めて算定した就職率（ただし、雇用契約期間が7日未満の短期間の雇用の就職率は除く。））についても、多面的な評価要素の一つとして、平成28年4月以降に開講する訓練科の認定申請から適用する予定です。申請方法等、詳細の取扱いについては、別途お知らせします。

雇用保険適用就職率通知までの流れ



安定所等

機構支部

安定所→修了者
就職状況報告(様式C-9(※))を配付します。

訓練実施機関→修了者
就職状況報告(様式A-14(※))を配付します。

終了後 3か月

修了者→訓練実施機関
就職状況報告(様式A-14(※))を提出します。

終了後 4か月

訓練実施機関→機構支部
就職状況報告(様式A-15、A-34及びA-14(※))を提出します。

※回収率が80%未満の場合
機構支部→訓練実施機関

「就職状況回収率通知書」を送付します。
注)連続する3年の間に全国の同一分野において回収率が2回下回った場合は、2回目の就職状況報告受理日以降全国において認定できません。

※就職状況報告未提出の場合
機構支部→訓練実施機関

「就職状況報告書未提出に係る通知書」を送付します。
注)連続する3年の間に全国の同一分野において就職状況報告未提出の場合は、回収率及び就職率を「0%」とみなすため、2回目の就職状況報告提出期限の日以降、全国において認定できません。

終了後 6か月

労働局、安定所
様式C-9(※)及び機構支部が受理した就職状況報告に基づき、訓練終了後3か月時点における雇用保険適用状況を確認します。

注)
平成26年3月以前に開講した訓練科のうち、改正前の認定基準(修了者等の自己申告による就職率で基礎コース45%、実践コース50%)を下回り、改善計画の提出対象となった訓練科が1回ある場合は、連続する3年の間に当該訓練科を含めて2回下回ると、2回目に下回った訓練科の訓練終了日の翌日から起算して7か月を経過する日以降以後不認定とします。

終了後 6か月以降

機構支部→訓練実施機関
(終了日の翌日から起算して7か月を経過する日の前開庁日まで)

労働局、安定所による雇用保険適用状況の確認を踏まえ、雇用保険適用就職率を算定し、様式A-10(※)を通知します。

※雇用保険適用就職率が基礎コース30%、実践コース35%を下回る場合
機構支部→訓練実施機関

様式A-10とともに、「就職率に係る認定基準不適合通知書」を通知します。

注)連続する3年の間に当該都道府県の同一分野において就職率が認定基準を2回下回った場合は、2回目に下回った訓練科の訓練終了日の翌日から起算して7か月を経過する日以降当該都道府県において認定できません。

※注 様式A又はCで始まる様式名は以下のとおりです。
様式A-10 就職率確定通知書
様式A-14 就職状況報告書(訓練実施機関あて)
様式A-15 認定職業訓練に係る就職状況報告
様式A-34 認定職業訓練就職者名簿
様式C-9 就職状況報告書(安定所あて)

認定基準に定める就職率等を下回った場合